

令和7年度運動習慣定着啓発イベント運営業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度運動習慣定着啓発イベント運営業務

2 趣旨

青森県の平均寿命は男性が昭和50年から、女性が平成7年から全国最下位であり、全国と比較し、生活習慣病に罹患し亡くなる者が多く、成人の肥満者の割合も高い状況にある。さらに、肥満傾向児の出現率が5～17歳の全年齢で全国平均を上回っている状況にある。

健康で長生きするためには、学童期からの適切な生活習慣の定着など、県民の意識をより向上させる必要がある。

以上から、県民の健康づくりに関する機運醸成を図るため、運動分野における子どもから大人までが楽しんで参加できるイベントを開催することとし、必要な業務を委託するものである。

3 委託業務内容

県民が楽しんで参加できる運動イベントの開催・運営

- ・企画、運営を行うこと。
- ・県民が参加する現地開催イベントとして行うこと。
- ・インセンティブを設定するなど、応募者数を増やす工夫を行うこと。
- ・著名人の起用や話題性を意識した演出など、訴求力を高める工夫を行うこと。
- ・必要に応じて健康づくりに関する本県の特徴を模したキャラクターを制作する等、適切な素材と媒体（動画とWEB広告など）を活用し、効果的な広報を実施すること。

4 履行期限

履行期限：令和8年3月31日（火）

5 成果品

業務実績報告書（著作物、デザインデータを含む）

6 著作権

- （1）受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- （2）本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務実施に当たって、使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (3) 委託事業に係る関係書類は令和8年4月1日から5年間保存すること。
- (4) イベント開催にあたっては、状況に応じての感染症感染拡大防止策を適切に講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時には、イベントの中止や内容の変更があり得るため、県と協議を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者と県との協議により定めるものとする。